

(別紙2)

岐阜県図書館と○○大学との インターンシッププログラムに関する覚書

岐阜県図書館（以下「甲」という。）と○○大学（以下「乙」という。）は乙が甲に派遣する学生（以下「実習生」という。）の実習に関して、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 この実習は、乙がその所属する実習生を甲に派遣し、就業体験を行わせ、乙における教育機能を強化し、実習生の行政に関する理解を深めるとともに、積極的かつ優秀な人材の育成に資することを目的とする。

（実習の期間及び時間）

第2条 実習期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。実習時間は、原則として午前9時から午後5時45分までとする。

（実習の経費等）

第3条 甲は、実習生に対して、報酬・給料、手当、実習の実施に伴う交通費、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も負わない。

2 乙は、甲に対して実習に伴ういかなる経済的負担も負わない。

（実習生の遵守すべき服務）

第4条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、甲の職員が遵守すべき法令及び甲に属する職員の指導、指示等に従わなければならぬ。

3 実習生は、甲の名誉を毀損するような言動を行ってはならない。

4 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。

6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導担当者にその旨連絡しなければならない。

7 乙は、前各項に掲げる事項の遵守について実習生を指導徹底するものとする。

（事故責任等）

第5条 甲は、実習期間中における災害補償については一切責任を負わない。

2 乙は、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させ、実習中の事故等に関しては、実習生自らの責任において対応し、実習生が故意又は過失によって甲又は第三者に対して損害を与えた場合には、直ちに自らの責任において弁償するよう指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第6条 実習生が甲の服務規律及び指示に従わない場合、実習を継続することにより甲の業務に支障が生じ、又は、そのおそれが認められる場合、その他甲が実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、甲は、実習生の実習を中止することができる。

2 甲は、前項の措置を講じたときは、その旨を乙に通知するものとする。

(その他)

第7条 本覚書の規定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項で必要なものについては、甲乙協議の上定める。

この覚書は2通作成し、甲と乙が各々1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲 岐阜県岐阜市宇佐4-2-1

岐阜県図書館

館長

(印)

乙

○○大学

学長

(印)